

公立大学法人高崎経済大学部局長等の選考に関する規程

平成23年度

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)に定める副学長及び組織の長(以下「部局長等」という。)の任命のための選考に関し、必要な事項を定める。

(部局長等の選考)

第2条 部局長等の選考は、学長が指名する。

(選考の時期等)

第3条 部局長等の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に専任教授のうちから行う。

- (1) 任期が満了するとき
- (2) 任にある者が辞任を申し出たとき
- (3) 欠員となったとき

2 前項第1号に該当する場合においては任期満了の日前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては速やかに選考を行う。

(部局長等の任期等)

第4条 部局長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号に該当する場合の新たな部局長等の任期は、前任者の残期間とする。

3 部局長等は、原則としてこれを兼任することはできない。ただし、理事長が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(最初の部局長等の選考等に関する特例)

2 この規程の施行の日以後最初に任命される副学長、学生部長、大学院研究科長、学部長、学科長、学術情報センター長、地域連携戦略室長、国際交流センター長、広報センター長、産業研究所長、地域政策研究センター長、キャリア支援センター長、学生支援センター長（以下「部局長等」という。）については、第2条から第7条までの規定にかかわらず、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

3 前項の場合において、学長は、同日前に高崎経済大学において部局長等の選考についてこの規程の例により選考された者がある場合にあっては、当該選考されたものを当該部局長等として推薦するものとする。この場合において、第2条、第3条及び第7条中「教育研究審議会」とあるのは、「評議会」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年1月16日第41号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日第19号）

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和5年1月11日第22号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。